

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年5月7日

王寺町長 平井 康之

1. 業務概要

(1) 業務名 ワークショップ運営等支援及び社会実験等実施内容検討業務委託

(2) 業務内容

1) ワークショップ運営等支援

(a) ワークショップの企画・開催準備・広報支援等（7回程度を想定）

＜中央公民館跡地（4回程度）＞

令和7年度以降の中央公民館跡地の活用に向け、住民チーム（Oji Homies）を中心として、利用に係るルール・マナー、運営体制について検討を行うワークショップを開催する。また、住民チーム（Oji Homies）の自立した運営に向けた組織化及び社会実験の実施時における役割・活動等についても検討を行う。

イ) ワークショップのテーマの設定、コンテンツ及びプログラムの企画

ロ) 開催周知、参加者募集のためのチラシ等の作成

ハ) 配布資料等の作成及び印刷

二) 受付、進行管理、設営、片付け、スタッフ（ファシリテーター）の配置

ホ) 写真及び動画の撮影

ヘ) アンケート等の実施

＜花緒街（3回程度）＞

花緒街のステークホルダーとの意見交換会・勉強会を開催する。

イ) 意見交換会・勉強会のテーマの設定、コンテンツ及びプログラムの企画

ロ) 開催周知、参加者募集のためのチラシ等の作成

ハ) 配布資料等の作成及び印刷

二) 受付、進行管理、設営、片付け、スタッフ（ファシリテーター）の配置

ホ) 写真及び動画の撮影

ヘ) アンケート等の実施

(b) 有識者による講演会の企画・開催準備・広報支援等（1回程度を想定）

イ) 講演会のテーマの設定、コンテンツ及びプログラムの企画

ロ) 開催周知、参加者募集のためのチラシ等の作成

ハ) 有識者の選定、調整、謝礼の支払い

二) 配布資料等の作成及び印刷

ホ) アンケート等の実施

(c) 住民チーム（Oji Homies）による活動の支援等

イ) 過年度からの検討に基づく、活動プログラムの準備・実施の支援

ロ) 商工会等との連携を支援

ハ) 参加者募集の支援、広報やPRの支援

二) 意見集約、課題整理等

(d) 中央公民館跡地の活用・運営意図の伝達

中央公民館跡地の実施設計に中央公民館跡地の運営イメージや住民チー

ム等の活用意向が反映されるよう、中央公民館跡地整備実施設計業務（令和6年3月発注）の受託者に対し、活用・運営意図を説明する。

- (e) 大和川河川空間の利活用
大和川河川空間の利活用については、大和川河川空間を利用したかわまちづくりにおける実施内容を検討する。
- (f) エリアプラットフォームの立ち上げに向けた支援
中央公民館跡地を含む駅北エリア全体の回遊性を向上させるためのエリアプラットフォームの効果検討を行う。
検討にあたっては、ステークホルダーへのヒアリング等を行うことで、「官民連携まちなか再生推進事業」における自立・自走型プラットフォーム構築の実現性に係る調査を行う。
- (g) 情報収集・視察
先進事例、課題解決策等の情報収集及び報告、先進地への視察を行う。
- (h) 活動の記録及び編集
活動経過を記録・編集することで、まちづくりの意識醸成を図るため広報材料を作成する。
- (i) 報告書作成
 - イ) 実施結果について取りまとめを行う。
 - ロ) 取組を通じた今後の展開や、中央公民館跡地活用の課題、将来像等について取りまとめを行う。

2) 社会実験等実施内容検討

- (a) 社会実験の実施内容の検討・条件の整理・周知等
中央公民館跡地を含む駅北エリア全体の回遊性を向上させる社会実験の実施内容の検討や、条件の整理・周知等を行う。
- (b) トライアル・サウンディングの実施内容の検討・条件の整理・周知等
中央公民館跡地におけるトライアル・サウンディングの実施内容の検討や、条件の整理・周知等を行う。なお、募集要項案、募集チラシ案を作成するとともに、参画事業者の掘り起こしを目的に事業者へのヒアリングを行う。
- (c) 報告書作成
 - イ) 実施結果について取りまとめを行う。
 - ロ) 取組を通じた今後の展開や、中央公民館跡地活用の課題、将来像等について取りまとめを行う。

(3) 履行期間 契約締結日の日から、令和7年3月24日

(4) 業務の規模 提案上限額 15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、下記（1）に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記（2）に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

- (1) 単体企業（組合を含む。）
 - (a) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (b) 令和5・6年度の王寺町入札参加資格を有すること。また、建設コンサルタント（都市計画及び地方計画部門）の登録を有すること。
 - (c) 王寺町建設工事等請負契約に係る指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (d) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされて

- いる者でないこと。
- (e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (f) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (2) 設計共同体
上記（1）（a）から（f）までに掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務量

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務量
- (2) 実施方針、実施フロー、工程計画、その他
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5. 手続等

- (1) 担当部局 〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23
王寺町 地域整備部 まちづくり推進課
電話 0745-73-2001 Mail sumai@town.oji.nara.jp
- (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法
 - (a) 交付期間：手続開始の公示日から開始。
 - (b) 交付場所：王寺町 地域整備部 まちづくり推進課HPへ掲載。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
令和6年5月16日（木）正午までに、持参・郵送により5. (1)の担当部局に提出すること。
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法
令和6年5月31日（金）正午までに、持参・郵送により5. (1)の担当部局に提出すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務における契約保証金は王寺町契約規則第19条に定めるところによるものとする。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。
- (4) 2. (1) (b)に掲げる参加資格の認定を受けていない単体企業、又は参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も5. (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。